

# 大阪・関西万博公式キャラクタープロモーション映像制作にかかる仕様書

## 1 業務名称

大阪・関西万博公式キャラクタープロモーション映像制作業務

## 2 目的・概要

2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という）では、大阪・関西万博の開催周知及び機運醸成を図る取り組みを進めている。

今回、2025年日本国際博覧会の公式キャラクターを活用したプロモーション映像（動画）を撮影・制作し、協会ホームページやSNS、デジタルサイネージ、イベント会場等での放映を行い公式キャラクターおよび万博の魅力を発信することで、国内外における大阪・関西万博の開催機運の醸成を図ることを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結日から令和5年4月28日

## 4 業務内容

### (1) 公式キャラクターが登場する映像の制作

- ①完全版：1作品（最大90秒程度）
- ②簡易版：2作品（15秒、30秒）
- ③①および②で制作した映像に冒頭に協会が提供する開幕2年前ビジュアルを差し込んだもの、計3作品
- ④上記作品の制作にかかる業務全般の企画及び実施、管理運営
  - ・映像作品コンテの作成
  - ・映像作品の編集、収録
  - ・映像放映にかかる許諾関係の手続き（映像の著作権にかかる所有者との交渉等）
  - ・映像解禁後の修正業務等
  - ・その他、当該業務を完遂するうえで必要な事項

### (2) 映像の内容について

- ①完全版および簡易版
  - ・公式キャラクターのプロフィールおよび特徴を捉えた映像とすることを基本とする
  - とともに、終盤に大阪・関西万博の概要を盛り込むこと
  - （テーマ、開催期間、ロゴマーク、会場イメージ案等のデータは、必要に応じて協会が提供するデータを使用すること）
  - ・公式キャラクターを活用しながら万博の魅力を伝え、大阪・関西万博の開催周知、万博の機運醸成に資する映像とすること。特に一般市民へ公式キャラクターを通じて大阪・関西万博への興味関心を寄せ、そのきっかけとなるような映像とすること。
  - ・BGMを入れること
  - ・テロップなどは入れず国籍、地域、言語を問わず伝える映像とすること

- ・公開する媒体は、協会のホームページや SNS、イベント会場等を想定とする

#### ②映像の画角及び画素数について

- ・制作する映像の画角及び画素数については、フルHD（1920×1080pixel、アスペクト比 16：9）とし縦型、横型を制作する。

#### ③映像の品質について

- ・全体を通して 3DCG もしくは 2DCG アニメーションにて映像を制作すること
- ・下記の参考映像レベルの品質を最低限確保すること

〈参考映像〉

- ・2025 年大阪・関西万博 PR 動画（経済産業省作成）

[https://www.youtube.com/watch?v=nEk8Lidnw\\_k&feature=youtu.be](https://www.youtube.com/watch?v=nEk8Lidnw_k&feature=youtu.be)

- ・join2025 コンセプトムービー(博覧会協会作成)

<https://www.youtube.com/watch?v=cGa9zI9ljKo>

#### ④映像の素材について

- ・映像制作過程において、場合により協会が保有する会場イメージ案、動画データ等を使用もしくは参考に素材として活用すること。

- ⑤制作した映像の使用期間は、2025 年 10 月 13 日までとする。

## 5 納品期日・場所

(納品期日)

令和5年3月17日（金）※予定

ただし、収録及び編集を完了した作品から順次納入することし、放映開始後の微修正等の業務についても令和5年4月28日（金）まで対応することとする。

(納品方法)

データによる。使用ソフト、データサイズについては当協会と協議の上で提出。

(納品場所)

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会の指定する場所

(大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階)

## 6 業務遂行上の注意

- (1) 業務遂行にあたっては、当協会と緊密に連絡をとりながら進めること。
- (2) 業務開始にあたっては、契約期間中の作業工程表を提出するとともに、適宜、更新状況を出すこと。
- (3) 業務は、委託契約書に定める各条項によるほか本仕様書に基づき施行すること。
- (4) 契約後速やかに着手し、公開日までに完成させ、委託期間終了日まで責任をもって管理を行うこと。

- (5) 受託者は、常に当協会職員と密接な連携を図り、当協会の意図を十分に理解した上で作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (6) この仕様の内容に疑義が生じた場合、また業務遂行上特に重要な判断を行う場面では、着手前にあらかじめ当協会職員と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 本事業において業務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。
- (8) 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定をするなど万全なセキュリティ対策を講じること。
- (9) この業務に関する打ち合わせや取材等の経費及びその他この業務に付随する必要な経費はすべて受託者の負担とする。
- (10) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は当該紛争の原因が専ら協会の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。
- (11) 本業務遂行にあたって発生する使用許諾契約や、成果品を二次利用するための手続き等は受託者がすべて行うこと。
- (12) この仕様書に記載のない事項については、協会と協議し決定する。
- (13) 本業務は JKA 補助事業であるため納品物については協会の指示に従い補助事業である旨の表示をすること。

(参照：7 ページ記載の 5 補助事業である旨の表示)

[2022\\_shinkou\\_yoryo.pdf \(keirin-autorace.or.jp\)](https://www.keirin-autorace.or.jp/2022_shinkou_yoryo.pdf)

以上